

65歳以上の皆さんへ

# 守口市高齢者補聴器 購入助成事業

補聴器の購入に助成金を交付します



あなたの



耳に優しい



サポート



## 助成対象者条件

- ①本市に居住する65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳の交付対象でない者
- ③耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用の必要性を認められた者
- ④介護保険料を滞納していない者
- ⑤この助成を過去に受けたことがない方

**○助成限度額** 25,000円を上限とし、実費の2分の1以内を補助。

**○助成対象** 補聴器本体の購入費のみ。

守口市健康福祉部高齢介護課

守口市京阪本通2-5-5 北エリア3階

☎ 06-6992-1610

※申請書は市ホームページでもダウンロードできます。



# 守口市高齢者補聴器 購入助成事業Q&A

**Q.** 申請にはどんな書類が必要ですか？

**A.** 申請書・医師の意見書（申請書の下段部分。）  
補聴器の見積書の3点を揃えて申請してください。

**Q.** 集音器は購入助成の対象ですか？

**A.** 対象になりません。補聴器の本体購入費のみを  
補助金交付対象としております。

**Q.** 助成金の上限額は片耳25,000円、両耳で最大50,000円  
となりますか？

**A.** 助成金の上限は、片耳、両耳にかかわらず最大25,000円です。

**Q.** 先日、補聴器を購入したのですが、後からでも助成を  
受けることができますか？

**A.** 事前に助成を受けるための申請をしていただき、交付  
決定後に補聴器を購入する必要があるため、事前に購  
入した補聴器に対して助成を受けることはできません。

**Q.** 領収書にはどのような項目の記載が必要ですか？

**A.** 申請者氏名、購入日、購入金額、補聴器の商品名、  
発行者（購入店舗）の名称及び所在地等の記載が必要  
です。

